

# 議会に意見を届けるには

## ～ 請 願 と 陳 情 ～

どなたでも、市政についての意見や要望を、文書で直接市議会に提出することができます。  
これを「請願」や「陳情」といいます。



### 請 願

- ・紹介議員（内容に賛成する議員）が必要です。
- ・議会でその内容を審議の上、採択・不採択を議決し、採択されたものは市長等へ送付します。

#### 請願審査の流れ

##### 1. 請願書の提出

請願書の原本を、議会事務局までお持ちいただくか、または郵送してください（FAXや電子メールは不可）。



##### 2. 委員会での審査

各定例会（3月、6月、9月、12月開会予定）開会直後の定められた日の午後5時までに受理した請願書は、その定例会の委員会で審査・採決を行います。



##### 3. 本会議での議決（採択、不採択）

委員会の採決結果を踏まえて、本会議で採択、不採択を決定します。採択になった場合、議会に対処できることは議会で処理し、その他は関係すると思われる市の執行機関などへ送付して、請願者の要望に応えられるように努力します。

請願の送付を受けた執行機関などに法的な義務は発生しませんが、議会は処理の経過と結果の報告を請求することができます。



### 陳 情

- ・紹介議員（内容に賛成する議員）は不要です。
- ・陳情書の写しを全議員へ配布し、その後の取り扱いについては個々の議員の判断に委ねています。

請願書、陳情書の書き方などの詳しい手続き方法をホームページに掲載しています。

詳しくはこちら↓



または

佐賀市議会 請願 陳情

検索



詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。（TEL 0952-40-7311）